

仕 様 書

第1 委託の概要

1. 事業名

令和8年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務

2. 概要及び目的

「大分県産乾しいたけ」は日本一の生産量を誇る本県を代表する農林水産品のひとつであるが、食生活の変化にともない家庭消費量は減少傾向にある。

「若い人には馴染みのない食品」という従来のイメージを改革し、全国に先陣をきって新しいイメージによるブランディングに取り組もうと、令和2年2月に新ブランド「うまみだけ」を立ち上げ、県内外での販促イベントやプロモーションを展開してきたところである。

今年度は、県内外の旅行者等に加え、県内消費者への認知度向上と利用促進を強化する。また、宿泊・観光施設等でのお土産品としての販路拡大を図ることで、うまみだけのさらなる消費拡大を目指す。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日

第2 委託業務内容

1. プロモーションの企画・実施

「うまみだけ」の特徴が伝わり、消費の底上げにつながる企画とすること。

(1) プロモーションの内容について

① 県外旅行者等を対象としたPRイベント（2ヶ所以上、うち1ヶ所は9月中旬までに実施）

県外からの旅行者等をターゲットとし、大分県の玄関口での認知度向上と購買意欲の喚起を目的としたPRイベントを企画・提案し、2ヶ所以上で実施すること。その際、一度きりのイベントに留まらず、継続的な情報発信や関係性の構築に繋がる仕組みづくりも視野に入れた提案を求める（例：主要駅や空港、ホーバーターミナルでのプロモーションと連動したECサイトへの誘導、中長期間の広告の掲示、お土産物売り場でのリピート購入につながる施策など）。

② お土産品としての販路拡大

県内の宿泊施設、観光施設やサービスエリア等において、「うまみだけ」がお土産品として取り扱われる機会を増やすための営業・販促活動を企画提案し、実施すること（例：施設への直接的な営業活動、試食会の開催、POPの制作・活用の提案など）。

③ きのこ料理コンクール県代表選考会の企画・実施（令和8年12月末まで）

「きのこ料理コンクール全国大会」への出場者を選出する県代表選考会として、「うまみだけ」を使用したレシピコンテストを企画提案し、令和8年12月末までに開催すること。対象は県内在住者のみとし、プロ、アマ問わないものとする。その上で、多くの参加者を募るため、SNSでの情報拡散や、調理師専門学校・料理教室等への積極的な広報活動を含め

た魅力的な募集企画を提案すること。特に、これまでアプローチが十分でなかった若者世代や子育て世代の参加意欲を喚起するために、以下の取組を必須とする。なお、最終選考では、調理時間 1 時間以内の実演審査により優勝者を決定するものとする。

- ・**ターゲットを意識した部門設定**：参加へのハードルを下げる工夫として、通常の募集に加え、調理時間を配慮した「時短・簡単レシピ部門」などを新設すること。
- ・**公式デジタルレシピ集の作成**：コンクールの成果を県の資産として活用するため、最終選考進出レシピや応募レシピの中から「子育て応援レシピ」「時短・簡単レシピ」等のテーマで厳選・編集した、魅力的なデジタルレシピ集を制作すること。作成したレシピ集は、県の公式サイト等で広く一般に公開し、継続的な消費拡大に繋げる。

④ SNS 広告

乾しいたけの消費の少ない 20～50 代を主要ターゲットとし、県が所有する既存の動画や静止画等を活用して、乾しいたけの購買を促進する広告クリエイティブを制作すること。広告配信の結果を踏まえ、ターゲット層のニーズ等を検証することを前提とし、その検証に必要な形式で広告クリエイティブを実施すること。また、パソコン、スマートフォン、タブレット等、複数のデバイスで閲覧されることを想定し、「おんせん県おおいた online shop」への誘導を図る内容とすること。

加えて、デジタル広告の各種手法を活用し、ターゲット層の心理や行動特性に応じた情報発信を行うこと。具体的な手法およびその組み合わせについては、最適な案を提案すること。なお、上記内容の詳細については、県と受託者が協議のうえ決定すること。

※県が所有する既存の動画、静止画

大分しいたけ【うまみだけ】公式 youtube

<https://www.youtube.com/@大分しいたけうまみだけ/videos>

「The・おおいた」県産品動画 きのこと乾しいたけ

<https://theoita.com/kabosu/#useVideos>

「The・おおいた」県産品画像 きのこと乾しいたけ

<https://theoita.com/kabosu/#useImg>

⑤ 上記①～④による制作物の使用許諾

上記①～④で制作したチラシや販促資材のデザイン、動画については県が期間の制限なく利用でき、県側での編集が自由に可能となるように著作権等の許可を得ること。

(2) その他提案

本仕様書に定めのない内容であっても、「うまみだけ」の認知度向上や消費拡大につながると思われる提案があれば提示すること。

(3) 目標設定 (KPI)

本業務の目的を達成するうえで、上記①～④の各取組毎に目標と目標達成状況の把握方法を設定し、その内容を提案書に記載すること。設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。(例：イベント参加者数、料理コンクール応募数、商談件数、販売店舗増加数、SNS 閲覧件数など)。

2. 実施期間等

プロモーションの実施

契約締結日から令和9年2月26日まで

3. 効果測定及び検証

(1) 内容

本事業の各施策がもたらす効果について、客観的かつ定量的な手法を用いて測定・分析し、結果を報告すること。(例：ターゲット層に対する認知度調査、Web アンケート、販売実績データ分析、SNS エンゲージメント率分析など)。なお、詳細な調査方法は事前に県と協議の上で決定する。

(2) 報告時期

ア. 中間報告書：令和8年9月30日まで

次年度の予算協議資料とするため、実施中の施策の進捗と、その時点までに得られた定性的・定量的成果をまとめること。それらを踏まえた改善策や来年度の取組案を提案すること。

イ. 最終報告書：令和9年2月26日まで

事業成果をまとめ、それらを踏まえた改善策や来年度の取組案を提案すること。

4. 運営体制及び進捗管理

- ①業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から派遣要請があった場合には速やかに対応すること。
- ②契約締結後速やかに、県と協議の上具体的な計画を作成するとともに、活動指標及び目標を設定すること。以降、その進捗について適切に管理すること。
- ③各業務の詳細や実施状況等の確認と共有、及び実施状況や成果に応じた実施内容の変更等について定期的(少なくとも月1回程度)に県と協議すること。協議の開催場所は原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

第3 実施予定表の作成

年間予定表の作成

契約締結後、速やかに第2の(1)～(3)の委託業務についての年間予定表を作成し提出すること。なお、内容を変更する場合は、事前に県と協議すること。

第4 成果物

1. 業務の実施状況がわかる資料並びに効果検証の結果報告書 1部
2. 当委託業務について作成したデザイン及び画像・動画データ(PDFデータに加え、aiデータなどの編集できる形式のもの) 1部(CD-ROM、DVD-ROMまたはメールやめるあど便による納品)
3. 成果物の著作権等

本業務により制作した成果物の著作権の取り扱いは以下のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21

条から第28条に規定する権利を、契約書の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡するものとする。

- ・ 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。受託者はこれに同意し著作者人格権を主張しないものとする。
- ・ 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

第5 付記事項

提案書等の内容については、県と受託者との協議により修正できるものとする。

第6 その他

契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者で協議し変更内容等について決定するものとする。

なお受託者は、委託業務の成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）を大分県に無償で譲渡するものとする。

また大分県は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のため目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し著作者人格権を主張しないものとする。